

城陽市青谷の梅酒による乾杯に関する条例（案）に対する

意見内容と意見に対する考え方

No.	意見内容	意見に対する考え方
1	<p>医療関係者個人としてコメントさせていただきます。私自身、飲酒もします、梅酒も好きです。また、産業振興として梅酒を取り上げることに反対はありません。現在、厚生労働省は飲酒のガイドラインの中で、飲酒量の目安を個人の体質等に留意し決定することを推奨しています。つまり、一滴の飲酒にも問題がある方がおられます。</p> <p>個人的な会で、梅酒で乾杯されることに異論はございませんが、行政機関が飲酒を推奨するような制度には、一医療関係者として反対の立場を明確に表明します。</p>	<p>飲酒に配慮し、条例の名称を「城陽市青谷の梅の恵み活用条例」に変更いたします。</p> <p>なお、第1条で梅酒による乾杯の習慣を広めることを目的と記載していますが、同条において梅ジュース、第5条において個人の嗜好や意思の尊重、アルコールによる健康障害や関連して生ずる問題の発生防止に言及しており、飲酒に配慮をしているものです。</p>
2	<p>第1条に関して、3行目の及び以下を、「市民のふるさと城陽意識の醸成に寄与することを目的とする」に変更する。 （理由）原文では意味が分かりにくいから</p> <p>第2条に関して、講じる以下を、「講じることとする。」に変更する。 （理由）発案者である市がその「役割」として市民と同レベルの〔努力〕ではインパクトが小さいから。</p> <p>第3条に関して、第2条と同様に、「相互に協力する」以下を、「協力することとする。」に変更する。 （理由）地場産業の振興は、事業者が第一義的に行うもので、これを市及び市民がバックアップするものであり、「努める」では本気度が伝わらないから。</p> <p>＜総括＞ 当条例案は、京都市の「清酒乾杯条例」に倣って「努めるものとする。」と規定しているが、単なる宣言条例にならないようにしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨を理解したうえで、条文については現行どおりといたします。</p>
3	<p>以前より、JA京都やましろから城陽市に対して、農業振興策を要望してまいりました。農業がおかれた現状は厳しく、行政からの支援がのぞまれるところです。特に城陽の特産物とされる、お茶、無花果、花卉、城州白を代表とする梅のなかでも、特に、梅に関しては後継者の問題など、今後については、大きな不安があります。この条例案は、農業従事者支援のみならず、地域の産業振興にも</p>	<p>ご意見の趣旨を十分に踏まえ、条例の制定を進めて参ります。</p>

No.	意見内容	意見に対する考え方
	<p>繋がり、また、地域のイメージ作りにも寄与すると考えます。青谷の梅農家、また梅産業を守るため、この条例の制定を望みます。</p>	
4	<p>青谷の梅まつりに参加しているものですが、その際に、梅農家や関係者の皆様から、梅栽培の厳しい現状のなかでも、城州白という城陽の特色あるブランドへの誇りや、また、そのブランドを育て広げてゆきたいとの希望をお聞きしています。条例案を読みましたが、城州白というブランドを展開し広めてゆくためには、こうした取り組みが必要ではないかと思えます。城陽市として城州白というブランドをそだててゆくという意識をしっかりと持って、この条例を施行させてください。</p> <p>条例に賛成です。</p>	<p>ご意見の趣旨を十分に踏まえ、条例の制定を進めて参ります。</p>
5	<p>私の知人の実家が青谷の梅農家ですが、高齢になってきて、いつ梅をやめるかを話し合っているとのこと。跡継ぎもいなくて寂しい状況です。梅栽培がもっと利益があれば梅を栽培しようとする人も増えるのではないのでしょうか。それから、この条例では、城陽のアイデンティティの醸成が書かれています。城陽から離れてから戻ってきた家族からは、このような条例があれば、外の町で働いていても、城陽では青谷の城州白という梅で作った梅酒で乾杯すると言って盛り上がるからよいのではとの意見です。</p> <p>このような条例ができて、青谷の梅の振興が出来れば良いと思えます。</p> <p>条例に賛成です。</p>	<p>ご意見の趣旨を十分に踏まえ、条例の制定を進めて参ります。</p>
6	<p>ぜひとも宜しく願います。</p> <p>城州白の梅干しを毎日頂いておりますが、有名な他府県産梅干しと比べ、格段に美味しく思います。青谷の梅産業振興のためにも、ぜひともご採用いただければ嬉しいです。</p>	<p>ご意見の趣旨を十分に踏まえ、条例の制定を進めて参ります。</p>